

【ふるさと応援枠に関する注意事項】

- ◆別途、100 キロウォーク申込書が必要です。但し、落選後のお申込の場合は、この申込書だけで結構です。（ふるさと応援枠のお申込は「市」からはできません。）
- ◆送付先：〒802-0821 北九州市小倉南区横代北町 2-5-28(株)新光機器内 100 キロウォーク係
- ◆【申込締切】7月7日迄。但し、定員200名(行橋市100名、別府市100名)に達し次第締切ります。
- ◆【払込締切】7月7日迄に 100 キロウォーク口座に当選者と同じ要領でお支払い下さい。(100 キロウォークHPに払込方法記載。) ◆なお、払込後は取消・返金はできませんのでご注意願います

平成 年 月 日

行橋市長 殿

100 キロウォークふるさと応援枠申込書
行橋市ふるさと応援寄附申込書

(かな) (参加者が別の場合)
寄附者氏名 _____ かな
寄附者住所 _____ 参加者氏名
寄附者携帯電話 _____ 参加者誕生月 日 月 日

1. 寄附金額 30,000 円也
2. 返礼品名 第 20 回行橋～別府 100 キロウォーク参加権
(100 キロウォーク参加費は不要です。他に返礼品はございません。)
3. 寄附金の使途(指定欄に「○」を記入してください。)

指定	事業名
	(1)教育・文化の充実に係る事業
	(2)医療・福祉の充実に係る事業
	(3)生活環境・都市基盤等の整備に係る事業
	(4)産業・観光の振興に係る事業
	(5)市長におまかせ事業

4. 寄附者情報の公開(選択欄に「○」を一つ記入してください。)
皆さまの、「お名前(団体名)」、「ご住所(市区町村名まで)」、「寄附額」、「受領年月日」と「メッセージ」を、皆さまの了解を得たうえ行橋市のホームページ等で公開させていただきます。

選択	公開について
	(1)名前、住所とメッセージの公開を了解する。
	(2)名前、住所とメッセージの公開を希望しない。

(メッセージ)

5. ワンストップ特例申請を (希望する・しない)※
 - ◆自治体に対してふるさと応援寄附をすると、寄附額のうち 2,000 円を超える部分について、一定の上限まで所得税・個人住民税から控除されます。
 - ◆控除を受けるためには、ふるさと応援寄附をした翌年に確定申告を行う必要があります(原則)。
平成 27 年 4 月 1 日以降に行われるふるさと応援寄附については、確定申告が不要な給与所得者等については、寄附先が 5 自治体以内であれば、寄附先の自治体に申請することにより、確定申告をしなくても控除を受けられることになりました。

※「ふるさと応援枠」の収納事務は、行橋市、別府市から 100 キロウォーク実行委員会が受託しています。

※行橋市からの「ふるさと応援寄附金受領証」の送付は、7月中旬～下旬になりますのでご了承下さい。

※ふるさと応援寄附についてのお問い合わせは、行橋市へお尋ねください。

(行橋市役所 総合政策課 増田/安藤 電話 0930-25-1111 内線 1422)